

令和6年3月 川棚町議会定例会会議録

(第4日目)

令和6年3月8日 金曜日(午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企 画 財 政 課 長	佐 々 木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
長 寿 支 援 課 長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住 民 福 祉 課 長	小 中 尾 寿 隆
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

議事日程

- 第 1 議案第 20 号 令和 6 年度川棚町一般会計予算
- 第 2 議案第 21 号 令和 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 22 号 令和 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 議案第 23 号 令和 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算
- 第 5 議案第 24 号 令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算
- 第 6 議案第 25 号 令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算
- 第 7 議案第 26 号 令和 6 年度川棚町水道事業会計予算

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第 1 ～ 7 議案第 1 7 号～議案第 2 3 号

議 長 日程第 1、議案第 2 0 号「令和 6 年度川棚町一般会計予算」から、日程第 7、議案第 2 6 号「令和 6 年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております各会計予算につきましては、昨日の説明に引き続き本日はこれから質疑を行ってまいります。この質疑については、予算審査特別委員会への付託を控えての質疑でありますので、政策的なもの、あるいは総括的なものとなるよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

議事整理上、一般会計と特別会計の会計ごとに分けて質疑を行います。

なお、川棚町議会会議規則における質疑に関する規定では、質疑回数は一議題につき 3 回との原則であります。会計ごと 3 回までの質疑を許可する議事運営といたします。

(1 0 : 0 1)

議 長 それでははじめに、議案第 2 0 号「令和 6 年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を行います。堀田議員。

1 番 堀 田 一般会計予算説明資料の中の 1 0 ページの一番下のほうに、町制施行 9 0 周年記念事業が何項目が書いてありますけど。それぞれの日程と内容が詳しく決まっておれば、お願いしたいと思います。

それともう一つ、こういった中で 9 0 周年の中でその特産品として、小串とまるとか牛肉を使ったカレーあたりの計画はなかったのかですね。そういう考えはなかったのかお聞きします。

それと次の 1 1 ページの上のほうからいろいろデジタル化のことを書いてありますけど、「書かない行政窓口」というのはどういった内容なのか、お

聞きします。

それともうひとつ。移住・定住関係人口創出事業の中で、いろいろこう書いてあるんですけど。これは地域おこし協力隊が主体的になっていくのじゃないかと思っておりますけれど。中ほどにいろいろな橋渡しをするプランナーを雇用するためというふうなことを書いてありますけど、そういったことをちょっと内容を詳しくお願いしたいと思えます。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず私のほうからは先ほどございました町制施行90周年事業のことと、移住関係の事業について回答させていただきます。

まず90周年事業につきまして日程及び内容につきまして、ついでですが、まず説明資料の10ページに記載しております記念式典、こちらにつきましては、11月3日に予定をしております。内容につきましては、功労者表彰でありますとか、各市町、近隣の市町でありますとか、議員の皆さまご来賓の方をお招きして町制施行を祝うような内容となっております。

そして講演会の開催、こちらにつきましては、この式典と一緒にするか、そちらについては、まだ検討段階はありますが、その11月3日に合わせてする可能性がございます。内容につきましては、特にまだ誰をお招きするかそういうのは、まだ決まっていない状況であります。

そして、2つ目の町勢要覧の作成、こちらにつきましては、周年十周年ごとに町勢要覧ということで、作成しております。こちらを作成を予定しております。

そして、90周年記念イベントの開催、こちらにつきましては、民間の有名な企業とタイアップした形で町制90周年を祝うようなイベントを開催したいと思っております。時期につきましては、10月下旬ごろを10月中・下旬頃を予定しておりますが、こちらについてもタイアップ企業とのスケジュール等もございますので、流動的になるものと考えております。

そして、公式キャラクターの制作、こちらについては今町においてはそういう公式キャラクターがございませんので、こちらを今回の90周年に合わせて制作したいと考えております。具体的に申し上げますと、町のほうでまずいくつか案をお示ししながら、町民の皆さまへの投票を持ってそういう

キャラクターを決定していきたいと考えております。

そして、5つ目のスポーツ大会の開催、こちらについては町民でありますとか、総代へのアンケート、例年町民大運動会を開催してはりましたが、事前のアンケートを持って、こちらの大運動会については、実施を見送るという判断をしております。

それに代わるような、町民の相互交流、地域の方々の交流を図るスポーツを通じて、交流を図るようなイベントを開催できればと。こちらにつきましても、体育協会のほうに今打診をしているところでございまして、例えばソフトボールでありますとか、ホッケーでありますとか、ゲートボールでありますとか、そういう各協会にそういうスポーツ大会を開催いただけないかという打診をしている状況でございます。先方の承諾が得られればそういう競技ごとにスポーツ大会を開催できればと考えております。こちらにつきましても、開催団体がいつ頃スポーツ大会を開催いただけるかというところで、時期はまだ流動的ではございますが、秋口に開催できればと考えているところでございます。

そして、移住関係、説明資料での11ページの18目に関するご質問だと思います。こちらにつきましても、先ほどおっしゃったまちづくり団体が求める域外の方と関わりたいと思うニーズと域外の方との橋渡しマッチングを図る賑わいプランナー。こちらにつきましても、より専門的な知見を有すると考えてございまして、国のプロジェクトマネージャーという制度がございまして、こちらの制度、特交が一部ある制度でございまして、こちらを活用しながら、このマッチングする人材を雇用して、こういった地域活性化を図っていきたいと考えております。

このほか、移住・定住としまして、移住・起業相談窓口を開設する民間事業者のスタートアップを支援事業。こちらにつきましても、今移住相談の窓口というのは町の役場に一応窓口ということではたてつけはございますが、マンパワーとか体制的な問題でなかなかあのうまく運用できてない現状がございまして。やはり移住を推進すると、移住・定住を推進するというところで、この相談窓口をより体制を強化したいというところで、民間企業にそちらの窓口を開設いただきたいと考えております。でそちらの開設に伴うスタートアップの費用を補助事業という形で支援するイメージを持っております。

補助の内容としましては、それを開設する費用でありますとか、あとはそのホームページ、移住相談のホームページを開設するような費用、あとは情報発信に関する費用等を補助事業3年間ということで、考えているところでございます。

すみません。先ほどプロジェクトマネージャーということで、マッチングする人材ということで、ご紹介いただきましたが、堀田議員のほうからは、地域おこし協力隊というご発言もございましたが、今回は先ほどのプロジェクトマネージャーを活用するというので、地域おこし協力隊の採用は考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。「書かない行政窓口」の推進についてのご質問にお答えいたします。

現在役場の窓口ではですね、いろいろな申請書に自分で名前を書いたり、住所を書いたりすることがけっこう多いようです。でその中でですね、やはり来たときに住所を書く、名前を書くというのがなかなか面倒だという部分がありますので、マイナンバーカードとか、運転免許証を持ってきていただければ、機械にかざすことによってそこで本人確認を行い、それを自動的に住所と名前あるいは生年月日などを印刷して申請書を作成するような機械を設置しようと考えております。

これについてはですね、申請書台、役場にはたくさんありますが、まずメインとしては、住民票とかそういった窓口ですね、そこに設置をし、あとできれば福祉関係とかですね、そういった部分の申請書のところにも置きたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** ほかに。山口議員。

3 番 山 口 説明資料の12ページですが、社会福祉費の一番下のところですね「社会福祉協議会からの要望を受け、運営補助として、1人分の人件費を増額計上しております」とあるんですけども、この職種はなんなのか、単なる福祉協議会の職員なのかですね。やはり当然ここを補助するんであればそれなりのある程度社会福祉に精通した職員その他の雇用であれば分かるんですけども。その点と、それからこれ単年度の措置なのか、これがずっと継続していくということがあればですね、なんか町の職員的に給料を払って

雇ったのと一緒になるんじゃないかと思われるんですけども、そこはどういうふうな判断なのかというのが一点。

それから同じくですね、13ページの児童福祉費でございますが、この中にですね、保育士等就職祝金の交付とありますけども、この祝金はあの予算では50万計上してありますとあるんですけど、50万そっくりそれにやるのか、1人にいくらぐらいを何名ぐらい検討しているのか。

それから合わせて、その後のですね。研修等に参加した保育士へ手当を支給する保育士等処遇改善推進事業、研修に参加した場合にどれぐらいの手当を出すのか、この2点をお伺いしたい。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 それではまず社会福祉協議会への運営補助としての1人分の人件費の質問でございます、にお答えいたします。これはですね、社会福祉協議会からの要望を受けて1人分の人件費を増額計上したものでございますけども。このまず職種につきましてはですね、事務職員でございます。社会福祉協議会の事務局の事務職員の1名分でございます。この要望というのがですね、この社会福祉協議会の事務職員の人件費につきましては、全て町からの補助よりですね運営をしてもらっておりますけれども。

そもそもこの1人分の人件費につきましてはですね、当初介護保険事業が開始されまして、社協が介護保険事業に参入しまして、介護保険の収入によってですね、この1人分の職員についてはまかっていた経緯がございます。こういうなんですかね、状況がですね、この近年の新型コロナであったりですね、新規事業者の参入等によりまして、ちょっと介護保険事業の経営がちょっと厳しくなったということで、本来補助を運営補助として、町のほうから支出するべきだった人件費1名分ですね、の補助を今回要望があり、増額したものでございます。以上です。

議 _____ **長** 任期は。

住民福祉課長 これにつきましては、当分の継続というふうに考えております。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは児童福祉費に関するご質問について、お答えいたします。

まず保育士の就職祝金の制度につきましては、年間10万円ほどを5人を対象としてですね、年間10万円程度ということで、想定をしております。

ただし事業内容につきましてはですね、保育施設のほうから、その配分の方法ですとか、祝金制度についてはですね、他の市町の状況を確認しながら、制度設計をしていこうとしておりますけれども、施設のほうから若干その配分方法等についてはですね、要望などがあるということのご意見もいただいておりますので、最終的な制度設計についてはもう少し調整をしたいというふうに思っております。

それと研修等に参加した保育士への手当、こちらにつきましては、長崎県の単独事業で、研修に参加された場合に、園内での研修を参加することで、時間外が発生するということですね。これをひとり、参加された保育士1人あたり2万円を県のほうが助成するという制度を作っております、町としては、その申請・交付の窓口ということで、基本的には県の事業費を町のほうで配分するというかたちになります。1人に対して2万円で、想定としては、大体100人程度になるのではないかというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** はい。山口議員。

3 番 山 口 今ですね、時間外手当が発生するから1人2万円をやる、これ年間の2万円なんですか、それとも1回で2万円なのか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 県の事業のたてつけでは年間で1人につき2万円ということで、聞いております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。11番小田です。説明資料のですね13ページ、予算書では125ページになると思いますけども。障害者福祉費についてですね、その中で、在宅での人工呼吸器を使用するために、非常用電源というのがありますけども、これはどういうものであるかというようなことと、何台何人が利用をされるのかというのを1件ですね。

で次に、障害者支援センターエールの件なんですけども、建設事業に対応するための負担金を計上というふうなことが掲げてありますけども、実際どのようなものなのかというふうなことですね。

それともう1件、その下の地区敬老事業金についてですね、現行1人1,000円のお祝い金を町からいただいておりますけども、1,500円に増額したということを書いてありますけども、この増額した根拠というのをお尋ねします。よろしくをお願いします。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 まずこの説明一覧の13ページ、障害福祉費の在宅での人工呼吸器等のこの質問で、質問の回答をいたします。この分につきましてはですね、人工呼吸器等を使用する者、使用者ですね、それが災害時においてですね、日常生活を支障なく、営むことを目的としましてですね、発電機、またはポータブル電源、蓄電池等をですね。この分を購入された方に対しての助成ということで、上限を10万円の助成を考えております。

令和6年度につきましては、3名分、30万円を計上しているということでございます。というのが今現在こちら側でつかんでいる在宅での人工呼吸器を使用されている方っていうのが、1、2名は今把握しているところでございまして、予算上は、3名分の予算を計上しているところでございます。

それから2点目の東彼地区障害者支援センターエールの建設事業の負担金の件でございます。今現在下組のほうにエール建物がございまして、このエールにつきましてはですね、当初長崎県の北部農業共済組合の東彼出張所ですかね、これが昭和48年度に建設されたものですね、平成24年度にその東彼地区保健福祉組合が購入しまして、で内部等改装して、平成24年に東彼地区障害者支援センターエールとして開設したものでございます。これも50年以上経過しておりまして、もう老朽化がかなり進んでおりますということで、来年度その施設を解体して、その場所にですね、また再度施設を造るというもので、3町で分担した今回建設費等に係る分担金ということでございます。以上です。

議 長 まだ。1,500円の根拠は、長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。敬老事業の1,500円への増額についての根拠ということで、お尋ねがありましたので、お答えいたします。

今現在75歳以上の各地区において敬老祝事業をしていただく際は、地区によって1人当たり1,000円の助成を行っているところですが、地区の状況をみますと半数以上が1,000円以上の祝事業をしてらっしゃ

るといような状況の中で、地区のその敬老祝事業に対する助成額の引き上げと、あと東彼3町の敬老祝を同じような形で、東彼杵町も波佐見町もやっていますので、この辺を参考にしながらですね、今回1,500円に引き上げをするということで、予算を計上させていただいたものでございます。以上です。

議 長 田口議員。

10番田口 予算書の13ページ、お聞きしますが、えっとですね、住民税の普通徴収分と給与特別徴収分、それからあの年金特別徴収分というふうにあるんですけども、0,6を掛ける元の金額がその住民税の金額よりもかなり小さな金額にかけてあるわけなんですけども、そこはどういう基準っていうのですかね、考え方があるのかなということをお聞きしたいと思います。

例えばこの普通徴収分の住民税は、1億とんで620万円となっていて、ただあの町民税相当の減額するのは、1,342万円に0,6を掛けた800万円という、800万円が減額ってこうなってるんで、その0,6を掛ける数字がかなり違うのはどういう考え方なのかということと、この現状についてはそれとそれから下のほうに給与特別徴収のところ、今年度課税分のところプラス5年度分、5年度分をプラスし6年度分をマイナスにしているというあたりがちょっとよく分からないなというその点です。

それからこれに関連しますが、現在分のこの3つの普通徴収、給与特別徴収、年金特別徴収を合わせると5,000と50万円になると思いますが、それは37ページの地方特例交付金によって補填されていると思いますが、その地方特例交付金は6,050万円となっております。すなわちこの現在分の5,050万円にプラス1,000万円多い金額でその地方特例交付金が計上されていますけども、それは前年度が1,000万円だったからということなんだろうが、特例交付金っていうものであれば、まさに特例なので、その1,000万円というのが入るかどうかは分からないわけなの、多分分からないと思うんですけども、この1,000万円をプラスをして計上してあるという点をなんか根拠があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

でも、合わせてもう聞きますが、たばこ税ですけども、説明資料の2ページにたばこ税の見込みがございまして。それで4項ですね。4項1目町たばこ

税、えっとですね、説明がですね、たばこ税は前年度の実績をもとに減少するものと見込んでいますっていう説明があるんですけども、4年度と5年度を見てみれば売上本数は増えてるんですよ。4年度ここの表がありますように、4年度と5年度を見てその前年度実績をもとに減少するっていうこの表現がなぜなのか分からないのです。ので、ここはどういう要するに町独自でなんかその売り上げ見込み数を独自に計算をして、そういうこの見込みを立てられたものなのか、あるいは、例えばたばこ会社のほうから今年度は何本ぐらいですよっていう見込みが示されて、その数字を使っているのかどうかというそのところをお聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 税務課長。

税 務 課 長 田口議員のご質問にお答えいたします。まず1点目ですね。

議 _____ **長** 課長、声を張るか、ちょっとマスクを外すか、よく分かりませんので。

税 務 課 長 定額減税の計算についての町民税相当の税額掛ける0,6として計算したことにつきましては、本上段の普通徴収分でいきますと、これはあくまでも町税としての計算でありまして、その下段の定額減税の見込みの計算につきましては県税と町税の合計額から計算式をしておりますので、この分の0,6というのは県民税が4割、町民税が6割ということでこの計算を計上しております。そういうことで差し引きをしております。ご質問の中でですよ、5年度がプラス6年度がマイナスっていう、給与特別徴収につきましてはですね、令和5年度中に特別徴収をすることについて年度末につきましては、6年度翌月の徴収となりまして、令和5年度の後、令和5年度の最終月につきましては、翌年度の繰越として取扱っていきますので、ちょっとお待ちください・・・。

回答が遅くなって申し訳ありません。先ほど申しましたように、年度の最終月につきましては、最終月の2月につきましては、翌年度の賦課になりますので、収入になりますので、これを5年度分を足しまして6年度分を引くという計算が通常の計算でありまして、このような計算になっております。

続きまして、定額減税の合計を合わせますと、5,050万円でございますけれども、この分の補填として減収補填特例交付金から全額が措置されることになっておりますけれども、この金額が6,050万円という説明資料にて

ご説明しましたように5,050万円が追加されて6,050万円となっておりますので、ちょっと私がおの1,000万円につきましては、ご説明をまた控えさせていただきます。

あとたばこ税につきましてですけども、たばこ税は令和5年12月現在のたばこ税の収入額に実績にもとづいて今後の収納について見込みを出したものでありまして、令和5年12月におきましては、税収が減少しておりますので、今後の見通しとして減額で計上させていただいております。以上です。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。予算書36・37ページ、地方特例交付金の先ほど田口議員がおっしゃった5,000万等ですね内容について説明いたします。こちらにつきましては、先ほど田口議員からもおっしゃったように、まず5,000万につきましては、定額限定措置として計上しております。こちらの1,000万、例年1,000万というかですね、前年度1,000万計上しているところなんですけど、こちらについては、国のほうからも計算基礎にもとづいて交付されておりました実績として計上しております。

過去の実績から申し上げますと、令和4年度は1,013万円程度、3年度につきましては、1,800万円程度、例年1,000万円程度の水準でこちらの特例交付金の措置がっておりますのでこちらに加算して計上しているという状況でございます。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

13番小谷 給食費についてちょっとお聞きしたいんですけども。次年度中学生の給食費無償化ということで出されていますが、予算的に厳しかったのかなと思って、小学校までは考えられなかったのか、そこら辺ちょっとお聞きしておきたいと思っております。質問いたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 小谷議員が言われるとおり、小・中学生を給食費無償ということで、最初は検討をしていただくように、財政に言っておりましたけども、やはりあの何分本町の財政厳しい折ここ小学生までに給食費を拡大した場合、どこかをその分削らないといけない。そうすると他のところでまた支障が出てくるということでありましたので、財源が豊富であればできたんです

けども、厳しい財政状況の中、中学生ということで、まずは中学生までということで、次年度の予算をつけさせていただいております。以上です。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。教育費について質問させていただきます。説明資料19ページのところを読ませていただいたんですけども。そこには、「外国人指導助手の配置、発達障害や不登校の児童生徒に対し、適切な指導を行うこと」と書いてありますが、全体の基礎学力向上も含め、学習意欲が高いまたは学力が高く通常の授業に物足りなさを感じる児童生徒に対するサポートがあるのか、お尋ねします。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。増山議員のご質問にお答えいたします。現在のところ、学力が高い児童生徒を対象とした特別な教育、そういった仕組みというのはいりません。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 タブレットで学習の補助とか今されてると思うんですけども、その中で、例えば小学2年生だけでも、5年生の勉強がしたいという子ども等に対して、そこにアクセスできるようにするとかいうのはできませんでしょうか。

議 長 教育次長。

教 育 次 長 はい。増山議員のご質問にお答えいたします。今、使用しておりますタブレットに関して、そういった使い方をしているのか、またはできるのか、そういった実態把握というのが、今のところ回答のほう準備ができておりません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 説明資料の24ページですね。非常時消防費ですね、いわゆるそのいわゆる事業概要の中に消防団指導報酬分うんぬんと書いてあった最後にですね体制整備に要する経費というのが書いてあるんですけども、この体制整備というのはどういうことなのか。あの現在消防団ってというのは、もう全部ご存知と思いますが、慢性的ないわゆる隊員不足というのがずっと続いているわけですね。それから分団のいわゆる設置されている状況を見ればですね、東部地区に2分団・3分団があるんですけども、2分団3

分団ともですね、世帯数が230名ぐらいなんです。それで40名近い消防団を出せっていうのも非常に厳しくなっていると。そういったことを含めたね体制整備を考えてるのかどうか、そういう意味でのいわゆる予算措置かっっていうのを、ちょっとお尋ねしたい。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。ここにつきましてはですね。特別にその体制整備ということで、何をするというわけのあのそういうことの予算ということではなくですね、消防団を維持していくための費用などを、体制整備という考えでの経費というふうに考えております。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 関連してね、単なる消防団を維持していけばいいという非常に抽象的な形でね。今この消防団を維持していくっていうのは大変なことなんですよ。もう団員不足って恐らく細かい数字は持ってませんけども、定数からいけば60から70名くらい不足しているんじゃないかと。慢性的にね。

じゃあこれをそのままなんとなく抽象的に体制整備をしますという形で行けばねこれは絶対進まないと思うんですよ。ですからそういうところはね、もう少し前向きに現状を厳しく捉えてね、どうやっていくのかっていうのは検討していただきたいと思うんですけども。そういった点はどういう考えかをお尋ねしたい。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。非常に消防団関係の報酬などについては改定等を行ってきております。そういったこともありますけれども、分団長会議とかを行っておりますので、その中でですね、どのようにして維持ができるものか、そういったことがこうずっと話していっておりますが。郡内でもですね、小学校とか、そういったところにですね、消防団の教育とかそういったことも、絵を使ってとかですかね、そういったこともされてるところもありますので、川棚町でもですね、そういったことを入れて、まず消防団に小さいときから興味を持ってもらうようなことをですね、実施していきたいということも今考えているところであります。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。山中議員。

1 2 番 山 中 説明資料の11ページ、情報システム管理費の件で、4、5行

目ぐらいに、「ノーコードツールであるk i n t o n eの年間使用料や」と書いてありますが、このノーコードツールであるk i n t o n eというのはどういうあの役割と言いますか、ことに、どういうことなのかっていうことと。

それから11目の諸費のところにあります、「生きいきタクシー利用券の一人当たりの交付枚数を24枚から36枚分に増額し予算計上しています」とありますが、これまでその75歳以上の所得割と何かが非課税というところで、上限があったと思うんですけども。75歳以上ということもほとんどの方だと思うんですが、そういう条件をまた付けられているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。ノーコードツールであるk i n t o n eのですね、ことにつきましてですけども、もう現在小学生などにもですね、プログラムの教育があつてと思います。

でこのノーコードツールというのはですね、昔のようにプログラムをアルファベットを並べてつくるということではなく、ある程度こう一つひとつのこう動きを決まった部分を組み合わせて、いろいろな動きをプログラムというかですね、そういうことを作れるようなもので、専門的なプログラムの知識が無くても、職員が、自分で作れるというようなものです。

そういったことですね、それぞれの職員がアイデアを出しながら、今まで委託していたシステムの部分を自分で作っていきこうというもので、もう現在あの少し試して使っている部分ではですね、例えば公用車の運転日誌を今まで手で書いてた部分をですね、スマートフォンでQRコードで読んで、そこでもう入力すると、データベースの中にもう入るということで、もう日誌がそこに書けるとかですね。そういったことを職員で自分たちの手で作ってるといふもので、そこを拡大していきたいというふうに考えています。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。山中議員の生きいきタクシーの件についてお答えいたします。所得制限につきましては、現状のまま制度を維持したいと考えております。こちらにつきましては、もともとそういう低所得といいますか、生活が厳しいご高齢の方の移動の支援、社会参画を促すという目的の中で、そこ

の目的については特に変更しておりません。

そういう中で、社会参画を促すというところで、24枚ではというところで、36枚と一部見直している。そして、まあ、今の現状の制度については、いろいろなご意見があろうかと思っております、昨日の先日の一般質問の折にも回答させていただきましたとおり、新たな地域公共交通の計画・策定の中で仕組み等は見直していきたいと考えております。以上です。

議 **長** ほかに、辻議員。

6 番 辻 説明資料の24ページにあります、産業振興課のほうで町内の起業に関する費用で360万ですね、それから産業振興課の、空き店舗を活用して起業する事業に90万とありますけど、何店舗を考えてらっしゃるかですね。それから、栄町商店街の活性化を目的としてってどういうことを具体的に考えているかちょっとお聞きしたいんですが。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 辻議員の質問にお答えします。まず1点目の創業準備支援事業におきましては、店舗3軒と事務所等を2軒予定しております。2軒からの申請があるものとして予定しております。

空き店舗活用促進事業におきましては、継続1件、新規を2件として予定し計上しております。

それとあと3点目の商店街等を核とする地域のにぎわい創出事業でありますけども。これは県の事業でありまして、駅前商店街の活性化を図るため、商店街振興に知識を持っておられる方をアドバイザーとして派遣して、地元の方と課題解決のための具体的な行動計画を作成する取り組みであります。以上であります。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで議案第20号「令和6年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(10:49)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。山口議員。

3 番 山 口 予算書は215ページでいいですかね、説明資料では2ページなんですけど、諸収入の中ですねいわゆる100万というのがあるんですけども、延滞金がですね。これが今どれくらいトータルであるものなのか、そのこの延滞金をどういったかたちでいわゆる徴収をしているのか、その点が1点。

それから説明資料の3ページのですね、2款保険給付費なんですけども、これが前年度比471万5,000円の減少ということでその説明で被保険者数の動向等踏まえというのはこれが少子高齢化が進む中で、いわゆる後期高齢に移行したり、それから少子高齢化で国保加入者が減ってきているという捉え方をすればいいのか、この2点をお尋ねしたい。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。山口議員のご質問お答えいたします。まず延滞金なんですけれども、直近で令和5年度の実績としまして約150万程度の歳入をしております。延滞金の徴収につきましては、未納保険税額が完納する際に未納が発生し完納するまでの間に発生した延滞金の金額を算定して徴収をしております。次に被保険者につきましては、被保険者数の減につきましては、大体年間100名程度年度末時点で比較すると減っている状況であります。その中で特に大きく、減っているのが65歳から69歳までの被保険者これが今年1月時点で前年の1月と比較した場合に、約50名程度減っているということでありまして、少子高齢化の影響というところもありはすると思うんですけれども、いかにせん今子育て世代で自営業者というのは若い農業世帯とが多くあっておりまして、基本的には子育て世代サラリーマンとかの方が多くはないかというふうに思っております。そこを鑑みますと、少子高齢化の影響もありますが、年金の給付時期が遅くなることにしたがいまして、けっこう高齢でも就労をされてる方が多いと、で、なおかつそこに社会保険制度の適用を受けてらっしゃるという方が増えてきているもの、定年退

職の延長によるもの、こういったものの影響のほうが多いのではないかなというふうに推測をしております。以上です。

議 長 ほかに。田口議員。

10番田口 退職被保険者の制度がなくなったという説明がありましたけれども、この説明資料の1ページなんかにも退職被保険者の滞納繰越分にかかる保険税のみを計上してるというような説明がありましたが、そのどう何がどのように変わったのかを簡単に説明をしていただきたいと思います。退職被保険者っていうものは、あの一般の被保険者と違う取り扱いがなされていたということですよ。それがもうなくなって一般と同じになったということだろうと思うんですが、どのように変わったのかを簡単に説明をお願いします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 退職被保険者制度というものはですね、国民健康保険に加入される方で、20年以上被用者保険いわゆる社会保険等に加入されてた方、この方が定年退職等により20年以上の勤務を経て、国民健康保険に入ってきた場合にですね国民健康保険の運営の負担緩和のために特別に措置されてる被保険者という状況でありました。この方たち何が違うかといいますと、一般の被保険者の方、いわゆる自営業者の方や高齢者の方につきましては、医療費を支給するために国・県補助金と保険料で面倒を見ていくということになるんですけども、退職被保険者の方の場合は退職被保険者に掛かった、20年以上社会保険などに加入されていた方の分につきましては、社会保険診療報酬支払基金からその分の医療費に相当する金額が手当されてたということで、それで国保財政のですね負担緩和をはかってきたという制度であります。これが、詳細なタイミングをちょっと私が今申し上げることができないんですが、以前、新規、今後新規の退職被保険者は、ここからは発生しないというタイミングがありまして、でその後経過措置でですね、遡って加入されてた方、加入をされた方分に関しては発生するという状況であったんですけども、今年の4月以降で完全にこの退職被保険者っていう、被保険者がもう廃止するというので、国の方針を決めましたので、これによりまして今後新たな被保険者が発生することはないということで、記載をさせていただいております。なので保険分についても新規は発生せずに、過去退職被

保険者だった方が滞納している保険税の分の収入だけを見込んだというものであります。以上です。

議 長 田口議員。

10番田口 簡単に言うともう退職被保険者という概念がなくなって、一般の被保険者と同じになったということだと思いますが、そうすると給付についてももう最初から国保で払うというような仕組みになったということですかね。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。そういうことであります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで議案第21号「令和6年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(11:06)

議 長 次に、議案第22号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで議案第22号「令和6年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(11:07)

議 長 次に、議案第23号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで議案第23号「令和6年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 1 : 0 7)

議 長 次に、議案第 2 4 号「令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで議案第 2 4 号「令和 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 1 : 0 8)

議 長 それでは、次に、議案第 2 5 号「令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算」に対する質疑を行います。堀池議員。

9 番 堀 池 予算書の 1 ページなんですけども、下水道事業の分で。

議 長 マイクをあげて。

9 番 堀 池 下水道事業の分で、排水戸数が増えていますと、ただ、年間総排水量が減りましたという形があるんですけども、この戸数は増えているのに排水量が増えた、ということなんですけど。このところ原因は分かるんですか。

議 長 水道課長。

水 道 課 長 はい。お答えいたします。戸数はおっしゃる通り、戸数は増えているんですが、結局町内の人口が減っている関係で使用水量は減っているというかたちになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで議案第 2 5 号「令和 6 年度川棚町下水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(1 1 : 0 9)

議 長 次に、議案第 2 6 号「令和 6 年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで議案第26号「令和6年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

(11:10)

議 _____ **長** ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております、令和6年度各会計予算については、更に予算の編成状況その他内容的に審査を加える必要があると思われまますので、13人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第26号までの令和6年度各会計予算につきましては、13人の委員で構成をする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

(11:12)

議 _____ **長** 予算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。予算審査特別委員会の委員は、議長を除く議員13人を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました議員を、予算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

(11:11)

議 _____ **長** ただいま設置をいたしました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、このあと休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第1委員会室において委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。併せて、分科会

審査区分等の決定もお願いをいたします。なお、委員会での決定事項につきましては、委員長から議長まで報告をお願いをいたします。

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 1 2)

(…休 憩…)

(1 1 : 2 3)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** ただいま、お手元に配付をいたしました予算審査特別委員会構成表のとおり決定した旨の通知を受けましたので、報告をいたします。

委員長に炭谷猛委員、副委員長に坂中信浩委員。また、分科会の正副主査を常任委員会の正副委員長とすることに決定をいたしました。以上のとおりであります。

予算審査特別委員会での審査区分及び日程案については、ただいまお手元に配付をしております予算審査区分表及び予算審査日程表のとおりであります。

予算審査特別委員会では、十分なる審査を行っていただき、本定例会最終日までに審査報告書の提出をお願いをいたします。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。お疲れ様でした。

(1 1 : 2 4)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 坂 中 信 浩